

**改正の趣旨****水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）の概要**

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

**改正の概要****1. 関係者の責務の明確化**

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

**2. 広域連携の推進**

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができるこことする。

**3. 適切な資産管理の推進**

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

**4. 官民連携の推進**

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

**5. 指定給水装置工事事業者制度の改善**

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制（5年）を導入する。

※各水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

**施行期日**

令和元年10月1日（ただし、3. ②は令和4年9月30日までは、適用しない。）

# 改正水道法に基づく広域連携の推進

厚生労働省

基本方針 (改正水道法第5条の2)

水道の基盤を強化するための基本的な事項、施設の計画的な更新、健全な経営の確保、人材確保・育成、広域連携の推進等について定める。

<都道府県・水道事業者等への支援>

- 計画策定に関するガイドラインの公表、懇談会等における優良事例の横展開等の技術的支援
- 広域連携、耐震化、台帳整備等への財政的支援

都道府県

都道府県水道ビジョン

50～100年先を視野に入れた将来(当面10年程度)の水道の理想像を設定。

その実現に向けて、圏域を設定した上で、広域化、耐震化、水資源の有効活用等、様々な分野に関して今後の方向性を明示。

広域化以外の記載事項も検討し、都道府県水道ビジョンに移行可能

水道広域化推進プラン

水道基盤強化計画の策定を見据え、多様な広域化のシミュレーションを実施し、その具体的効果を比較した上で、広域化の推進方針及びこれに基づく当面の具体的取組の内容やスケジュール等を記載。

都道府県に対して令和4年度末までの策定を要請。



基本方針に基づき策定

都道府県の責務 (改正水道法第2条の2)

水道事業者等の広域的な連携を推進するよう努めなければならない

水道基盤強化計画 (改正水道法第5条の3)

水道の基盤強化に向けた具体的な実施計画

水道事業者等の間の広域連携等を含む水道の基盤強化に向けた実施計画であり、計画区域内に連携等推進対象区域を設定し、広域連携を行うに当たり必要となる施設整備の内容等を具体的に定める。



具体化

具体化

具体化

広域的連携等推進協議会 (改正水道法第5条の4)

広域的な連携の推進に関して協議を行うために都道府県が設置

(構成員)

- ・都道府県
- ・市町村
- ・水道事業者
- ・水道用水供給事業者
- ・学識経験者、その他都道府県が認める者

水道事業者等

・水道基盤強化計画に基づく広域連携の推進

- ・施設の適切な維持管理
- ・水道施設台帳の整備

- ・アセットマネジメントの実施
- ・収支見通しの作成及び公表

- ・水道施設の計画的な更新
- ・水道事業の基盤強化に向けた取組 等

総 財 準 第 1 号  
29農振第1698号  
29水港第2464号  
国下事第56号  
環循適発第1801171号  
平成30年1月17日

各都道府県

総務部長  
〔市町村担当課、  
広域連携担当課扱い〕  
集落排水担当部長  
下水道担当部長  
廃棄物処理・浄化槽担当部長 殿

総務省 自治財政局 準公営企業室長

農林水産省 農村振興局 整備部 地域整備課長

水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課長

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課長

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課長

汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について

汚水処理施設の事業運営については、施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来や、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化等によりその経営環境は厳しさを増しており、効率的な事業運営が一層求められているところである。

このような中、「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定)においては「上下水道等の経営の持続可能性を確保するため、2022年度(平成34年度)までの広域化を推進するための目標を掲げる」ことが明記され、また「経済・財政再生計画改革工程表2017改定版」(平成29年12月21日経済財政諮問会議決定)においては、2022年度(平成34年度)までに全ての都道府県において広域化・共同化に関する計画(以下「広域化・共同化計画」という。)を策定することが汚水処理施設の広域化を推進するための目標として掲げられたところである。

以上を踏まえて、各都道府県におかれましては、下記により、速やかに管内の市町村等とともに検討体制を構築し、2022年度(平成34年度)までに「広域化・共同化計画」を策定いただくようお願いする。

また、この趣旨については、貴都道府県内の各市町村等に対しても併せて周知されるようお願いする。

## 記

### 1. 「広域化・共同化計画」について

#### (1) 計画の位置づけ

本計画は、都道府県構想を構成する「整備・運営管理手法を定めた整備計画」の一部として位置づけられる。(別紙1参照)

#### (2) 検討体制

都道府県においては、都道府県構想の策定・見直しの検討体制を活用するなどして、平成30年度中の可能な限り早期に「広域化・共同化計画」の検討体制を全ての市町村等参加のもと構築し計画策定に着手すること。なお、具体的な検討にあたっては、複数のブロックに分けて検討することも考えられる。

#### (3) 計画の内容

別添の(別紙2)を参考に計画を策定すること。

### 2. その他

総務省、農林水産省、国土交通省、環境省(以下「関係4省」という。)においては、「広域化・共同化計画」の策定に資する情報を今後示す予定であるため、各都道府県においては、このような情報も参考として、適切に取組を進められたい。

なお、関係4省においては、広域化・共同化計画の策定状況を把握するため、適宜フォローアップを実施予定である。

※「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」  
P3 図1-2 をもとに作成

